

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例

平成十八年六月三十日
条例第三十二号

(目的)

第一条 この条例は、医学を専攻する者で、将来、県内の医師の不足している地域に所在する医療機関において、医師として規則で定める業務（以下「特定業務」という。）に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、当該地域における必要な医師の育成及び確保を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者で、将来、規則で定める医療機関（以下「指定医療機関」という。）における医師として特定業務に従事しようとするものの申請により、その者に当該各号に定める資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（第七条第一項第四号において「大学」という。）において医学を専攻する学生（医学部において第四学年の課程を修了した者に限る。） 大学生修学資金
- 二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修（第六条第一項第一号において「臨床研修」という。）を修了し、学校教育法に規定する大学院（第六条第一項第二号において「大学院」という。）において医学を専攻する学生（大学生修学資金の貸与を受けた者を除く。） 大学院生修学資金

2 修学資金の貸与を受ける期間は、通算して二年を超えることができない。

(貸与方法)

第三条 修学資金は、規則で定める方法により貸与するものとする。

(貸与の額)

第四条 修学資金の貸与の額は、年額二百四十万円以内とする。

(貸与の取消し)

第五条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（第七条第一項第一号において「修学生」という。）が次に掲げる場合に該当するに至ったときは、その貸与を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第六条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に規定する場合に該当するに至ったときは、当該修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。

- 一 大学生修学資金 医師となり、引き続き臨床研修を受け、その修了後、指定医療機関における医師として特定業務に従事した場合において、当該特定業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。ただし、臨床研修を修了した日の属する月の翌月から起算して、六年（知事が必要と認めるときは、別に定める期間。次号ただし書において同じ。）を経過する日までの間に限る。
- 二 大学院生修学資金 大学院の課程を修了した後、指定医療機関における医師として特定業務に従事した場合において、当該特定業務に従事した期間が

修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。ただし、大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から起算して、六年を経過する日までの間に限る。

- 2 前項に規定する場合のほか、修学資金の貸与を受けた者が、同項各号に規定する場合に該当するに至る前に、指定医療機関における医師としての特定業務により死亡し、又は特定業務に起因する心身の故障のため当該特定業務に従事することができなくなったときも、同項と同様とする。

(返還)

第七条 修学資金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内（第九条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間内）に、その額に貸与を受けた日以後の年一割の割合による利息を付して、これを一括して返還しなければならない。

一 修学生が、第五条の規定により、修学資金の貸与を取り消されたとき。

二 修学資金の貸与を受けた者が、前条第一項各号に規定する場合に該当するに至る見込みがなくなると認められるとき（前条第二項に規定する場合に該当するに至ったときを除く。）。

三 修学資金の貸与を受けた者が、死亡したとき（前条第二項に規定する場合に該当するに至ったときを除く。）。

四 大学生修学資金の貸与を受けた者が、大学を卒業した月の翌月から起算して二年以内に医師とならなかったとき。

五 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

- 2 前項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときはその全額を、その額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、指定医療機関における医師として特定業務に従事している間に、災害、疾病その他やむを得ない理由により、前条第一項第二号、第三号又は第五号に規定する事由が生じたと認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還の債務の履行が困難であると認められるときは、その事由が継続する期間、当該修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第十条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年一割五分の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 第七条第二項の規定は、前項の延滞利息の額の計算について準用する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。